

(案) 第3次 花巻市男女共同参画基本計画

「だれもがお互いを尊重し、
みんなが住みよいまち」の実現に向けて

【概要版】

令和6～13年度

「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現に向けて

■ 花巻市における男女共同参画とは

SDGsでは、ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化はすべての目標とターゲットにおける進展について死活的に重要な貢献をするものとされており、ジェンダー平等には、男女に限らず性的マイノリティを内包する考えが示されています。

ジェンダー平等については、国の第5次男女共同参画基本計画の基本的な方針の中で「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、『男女』にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人々が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながるものである。」とされています。

こうした考えのもと、花巻市では、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものです。

参考：（国）第5次男女共同参画基本計画

計画の基本的な考え方

花巻市男女共同参画推進条例第8条に基づき策定するものです。策定に当たっては、現在の第2次男女共同参画基本計画を踏襲しつつ、国、県の計画も勘案した上で、花巻市男女共同参画審議会から意見を伺うなど市民参画を実施しました。

1 計画の基本理念

花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念の基にこの計画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会の制度や慣行についての配慮
- (3) 男女の精神的・経済的・生活的自立
- (4) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (5) 家庭生活と職業等の活動の両立
- (6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (7) 国際的な取り組みへの理解及び協調

計画の基本的な考え方

2 計画の目標

- ・ 基本目標 1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり
- ・ 基本目標 2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり
- ・ 基本目標 3 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 基本目標 4 DVと性暴力の根絶（花巻市配偶者暴力防止対策基本計画）

※ 1 この計画全体を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体的に施策を推進します。

※ 2 基本目標 4 を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」に位置づけるものです。

計画の基本的な考え方

3 策定に当たって実施した市民参画

・方法1 市民意識調査（市民アンケート）

令和5年5月～7月 年代、性別を考慮して抽出した市民2,100人に調査票を送付し、回答を依頼した。（回収数796人）

・方法2 花巻市男女共同参画審議会での審議

審議会は、男女共同参画に関する識見を有する方、公募委員で構成
令和5年3月～12月まで6回の審議を実施し、12月の審議会において、
計画案を諮問し、原案に賛成する旨、答申を受けた。

・方法3 関係団体からの意見聴取 3団体に実施

女性団体ネットワークの会、男女共同参画推進員、
20歳のつどい実行委員会

・方法4 パブリックコメント 令和5年10月16日～11月14日（30日間）

素案の閲覧 373件、意見件数14件

基本目標 1 一人ひとりを尊重し合う意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。
多様性を理解し認め合う意識づくりのため、すべての年齢層に教育や学習機会の充実を図るとともに、事業所への情報提供などに取り組みます。

(1) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識づくり

- ①男女共同参画に関する講演会、出前講座等の学習機会の提供
- ②男女共同参画を推進する人材の育成
- ③人権教育、男女平等教育の推進

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

- ①男女共同参画に関する情報提供
- ②SDGsの視点からの男女共同参画に関する情報の収集と提供

(3) 性に関する理解の促進と生命の尊重

- ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生命に関する教育の充実
- ②各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供
- ③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた意識づくり
- ④事業所等へ向けた性的少数者理解促進のための情報の提供

(4) 多様性を認め合う社会の構築

- ①高齢者、障がい者、性的少数者、外国人等誰もが安心して暮らせる地域社会の構築に向けた意識づくり及び支援

基本目標 2 誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり

社会のあらゆる分野において、だれもがいきいきと参画するためには、多様な人材能力の活用や視点が必要です。市民や事業所へ向けた情報提供、人材育成や、環境整備に取り組みます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ①審議会等委員への女性の登用促進
- ②女性が参画しやすい環境づくりの推進

(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない 地域活動の促進

- ①地域団体等への女性の参画促進
- ②防災分野における男女共同参画の促進
- ③高齢者等の社会参加の促進・生きがいづくりの推進

(3) 労働の場における男女共同参画の促進

- ①事業所への男女共同参画に関する理解促進
- ②関係法令の周知及び職場における各種ハラスメント防止に関する情報提供
- ③農業や自営業における女性の経営参画の促進

(4) 個人が望んだ形で能力を発揮するための支援

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援
- ②再就職などのための相談や職業能力開発の促進
- ③労働環境に応じた技能習得等の支援

(5) 生涯を通じた女性の健康支援

- ①女性のライフステージに応じた健康支援
- ②妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及

(6) 困難を抱える女性のための支援

- ①ひとり親家庭や若者、就職氷河期世代、高齢者、障がい者など、貧困等による生活上の困難に直面する女性が孤立しないための支援

基本目標3 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をすることが重要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業所へ向けたセミナーや情報提供を行うとともに、子育て支援や介護サービスの充実など働きやすい環境づくりを行います。

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する事業所への理解促進

- ①ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方に関する事業所への理解促進
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する市民への情報発信

(2) 仕事と子育ての両立支援

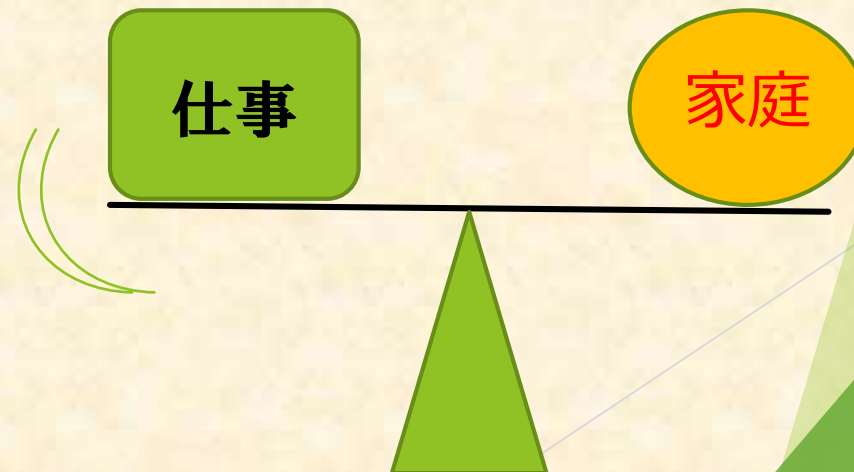
- ①保育サービスや子育て支援の充実

(3) 仕事と介護の両立支援

- ①介護サービスの充実
- ②介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進

(4) 仕事と家庭や地域活動の両立支援

- ①男性の家事・育児・介護への参加促進
- ②長時間労働の是正や有給休暇取得などの促進



基本目標 4 DVと性暴力の根絶～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

若年層から暴力を許さない意識づくりと、DVや性暴力防止教育に努めるとともに、市民に向けた情報発信を行います。また、DV被害者に配慮した支援や関係機関との連携強化を図り、相談窓口の周知の拡大に努めます。

(1) DVや性暴力の防止のための教育と情報発信

- ①DV、性暴力防止に関する事業の推進及び情報発信
- ②若年層に対するDV、性暴力防止教育の推進

(2) DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

(3) DV相談窓口の相互連携強化

- ①関係機関との連携強化による被害者支援

